

阿蘇広域行政事務組合公告第3号

令和8年2月18日

令和7年12月組合議会定例会の一般質問について次のとおり公表します。

順番	議員氏名	質問事項	要旨
1	甲斐純一郎 (阿蘇市)	1. 剪定木くずの処理体制の見直しと、民間処理事業者の活用について	阿蘇の世界文化遺産登録に向けて ① 一般廃棄物処理（剪定木くずの処分）について現場では大きな難題となっている。 その現状をどう捉えているか。 ② 世界文化遺産登録に向けて景観環境整備を考えたとき、廃棄物の放棄は見過ごせない。 ③ 一定の基準や条件を満たした事業者にも一般廃棄物処理業の認可を付与しては。

質問、答弁の内容

1. 剪定木くずの処理体制の見直しと、民間処理事業者の活用について

○議員

4 番議員、甲斐でございます。ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、発言通告に沿いまして一般質問をさせていただきます。今期 2 回目の一般質問でございまして、今回お手元に御案内のとおり、阿蘇の世界文化遺産登録推進に向けて、あらかじめ条件整備をしておくこと、また、現状を考え、景観・環境整備すべき点を提案させていただきました。このことは、阿蘇市議会 12 月定例会におきましても一部同じ内容で一般質問を行い、そして認識を共有していただきたいということで提案をさせていただいたところでございます。このことから、阿蘇管内の景観・環境整備として本組合における剪定木くずの処理体制の見直しと民間処理業者の活用についてと題して提案をさせていただきます。

阿蘇地域では、個人宅や事務所、事業所、それに造園業者などから発生する剪定木くずの処理・処分が現場で大きな課題となっております。特に造園業者が作業の際に排出する木くずはトラック一杯分にもなるほどの量となることから、これを適正に処理しようとした際、本組合の一般廃棄物処理施設に持ち込んでも、受入れ基準が細かくて、なかなか受入れを断られるケースがあると伺っております。もちろん施設におかれましては、限られた施設規模と人員の中で地域全体の廃棄物処理を的確に行っておられ、その努力には敬意を表するところであります。しかしながら、現場の声を聞きますと、受け入れてもらえず困っていると、あるいは処理先が見つからないといった相談が少なからずあるのが実状であります。

まずは、その現状をどう捉えられているか、環境衛生課長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

●執行部（環境衛生課長）

それでは、お答えいたしたいと思います。

まずは、剪定木くずの処分について現場では大きな課題となっている、その現状をどう捉えているかという御質問でございしますが、現状、組合施設への剪定木くずの搬入に際しましては、長さが 1 メートルと直径を 10 センチ以内にそろえて 30 センチの太さに束ねていただきまして、1 日の受入れ頻度としましては、他の粗大ごみ等の破砕処理に支障が出ない範囲で、最大 2 トントラックで午前・午後に分けて 1 台ずつ程度でお願いしている状況でございます。これは、当組合特有の制限というわけではなく、ほとんどの自治体で焼却や破砕処理に適した搬入サイズ制限を行ったり、1 日の処理能力を超えないように搬入量制限を行っております。

このような受入れ制限は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、市町村で策定しております一般廃棄物処理計画の維持と施設の安全かつ適正な維持管理という廃棄物の処理及び清掃に関する法律が市町村に課す責務を果たすために必要な措置でございまして、法的に正当性があると判断されております。

この受入れ制限の根拠としましては、一般廃棄物処理計画を達成するために必要不可欠な措置です。施設の処理能力、例としまして 1 日の破砕機の処理能力や処理規模を超えた量や、処理できない形態、例としまして太すぎる枝や異物混入の廃棄物を無制限に受け入れてしまいますと、計画的な処理が破綻するおそれがあるためです。

この基準を超えるものにつきましての代替処理としましては、チップ化などによる堆肥化や原料として再利用を行いますリサイクル業者へ許可の必要のない有価物として処理を依頼するなどの必要がございます。

以上でございます。

○議員

ありがとうございます。

今、課長から条例に沿った取り決め、それは十分分かっております。ただ、当初この条例がつくられて、何年経つか。それと、もう一つは、高齢化社会が続いております。20 年前、30 年前と状況が大きく変わっているということでもあります。特に、この阿蘇におきましては、ここ数年、インバウンドが相当増加いたしております。今までだったら有名な観光ルートだけだったのが、今においては農村部の隅々まで観光として散策されている状況であります。これを考えてみますと、先ほども言いましたとおり、高齢化した地域ではなかなか景観整備、対応ができないということを感じているということなんですね。ですから、それに対して、どう考えるかということをお聞きしたかったところでもあります。課長、よろしいですか。

●執行部（環境衛生課長）

それでは、お答えさせていただきます。かなり地域地域で実状が異なっているかと思えます。組合としましては、対関係市町村と十分協議を行いながら、今後検討していくべきものではないかと考えております。

以上でございます。

○議員

ありがとうございます。

繰り返しになりますけど、今までにない少子高齢化社会となっているということなんですね。ということは、我々が 20～30 年前だったら、ばりばりの若手がいっぱいいたんですけど、最近はそういう人たちがいなくなりつつある。これは、どの地区もそうじゃないかなと思うんですね。だとすると、今まで農村部に置かれた廃棄物とか、そういったものがたくさん出てきていると感じるわけです。これを考えますと、先ほど課長が言われた本組合の一般廃棄物処理施設だけで処理する、一任するというのではなくて、地元の一般廃棄物処分量の方に許可を付与することも考える必要があるんじゃないかなと思うところです。このことによって、不法投棄あるいは地域住民の利便性にも効果が期待されるのではな

いかなと考えております。このことから、繰り返しになりますけども、本施設だけでの対応じゃなくて、民間業者をうまく活用しながら、この廃棄物が野積み、山積みされない、不法投棄されない現場をつくっていかないとじゃないかなと考えているところがございます。課長、これにお答えいただきたいと思います。

●執行部（環境衛生課長）

お答えさせていただきます。

一般廃棄物処分業の許可についての御質問かと思えます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び市町村で作成しております一般廃棄物処理計画に適合することが必要となってまいります。

具体的には、阿蘇郡市6市町村のごみの排出量は、令和2年度で1万7,049トン、令和6年度で1万6,297トンとなりまして、5年間で4%ほど減少しております。阿蘇市におきましては、令和2年度8,545トン、令和6年度で7,242トンと、5年間で15%減少している状況でございます。

今後も人口減等によりごみの減少が予想される中で、今後も阿蘇地域の廃棄物処理能力は過剰になってくるため、新規の処理能力は必要ないと判断され、新たな許可を行う状況ではございません。

また、仮に許可を行った場合にも、許可を受けた事業者は、その業務の公共性の高さゆえに経営面で強い制約を受けます。例えとしまして、処分費用の上限規制がございます。本組合が条例で定める手数料の額は、現在10キログラム当たり100円となっております、それを超えてはなりません。そのため、処分料金を自由に引き上げることができないため、利益率が低く、採算性の維持が困難となりまして、廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されないおそれがございます。

以上のことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び許可に係る過去の判例等を鑑みれば、民間事業者への新規の一般廃棄物処分業の許可につきましては、関係市町村と十分に協議を行いながら慎重に進める必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議員

ありがとうございました。

当面変更の必要はないということかなと思えますが、繰り返し言いますけども、やはり少子高齢化になって、その地区地区、みんな人がいなくなっています。そうしますと、廃棄物が放置されているというのが現状なんですね。ここの施設を使っている、使っていない、使っていないから、そういったところを気にせんでいいよということじゃないと思います。冒頭に申し上げましたとおり、阿蘇は世界文化遺産に向けているんな角度で対応されています。やはりその一つがこの景観・環境整備ではないかなと思えますので、関係市町村とその辺はしっかり御協議いただきたいと思

います。絶対こうしなきゃいかんとかじゃなくて、しっかり協議をお願いしたいということです。これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。